

富山市外国語表示案内板設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市外国語表示案内板設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 市内の宿泊施設、ゴルフ場、特産品店、その他観光目的で利用できる施設をいう。
- (2) 外国語表示案内板 施設内の案内表示、施設への誘導表示、施設周辺又は本市の観光スポットの案内表示、交通案内表示、非常時連絡先等案内表示、その他の案内表示であり、かつ、英語、中国語及び韓国語を併記して説明を表記したものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、施設を所有、又は運営し、かつ、外国語表示案内板を設置する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、1事業者が外国語表示案内板の設置に要する経費とする。但し、施設内で立ち入りが制限されている区域に設置する案内板等は、補助金交付の対象としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の2分の1とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市外国語表示案内板設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 補助金の交付決定通知は、富山市外国語表示案内板設置事業補助金交

付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事業計画の変更等の承認申請）

第8条 補助金の事業計画変更等の承認を受けようとする者は、富山市外国語表示案内板設置事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、富山市外国語表示案内板設置事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書（様式第7号）

(2) 収支決算書（様式第8号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第10条 補助金額の確定通知は、富山市外国語表示案内板設置事業補助金額確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（細則）

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。